

## 家庭的保育事業等の主な認可基準について

区分	小規模保育事業			家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育	従うor参酌
	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)				
保育従事者(資格)	・保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	・保育士1/2以上(保育士以外には必要な研修を実施) ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	・定員20名以上 認可保育所と同様 ・定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	・必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	従う
職員数	・0歳児 3人につき1人 ・1・2歳児 6人につき1人 ※保育従事する職員を1人追加配置とする(1・2歳児に限る)	・0歳児 3人につき1人 ・1・2歳児 6人につき1人 ※保育従事する職員を1人追加配置とする(1・2歳児に限る)	・0～2歳児 3人につき1人 ※補助者を置く場合、5人につき2人	・0～2歳児 3人につき1人 ※補助者を置く場合、5人につき2人	・定員20名以上 認可保育所と同様 ・定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	・0～2歳児 1人につき1人	従う
設備及び面積	・乳児室又はほふく室 0・1歳児 面積 1人 3.3㎡ ・保育室 2歳児 面積 1人 1.98㎡	・乳児室/ほふく室 0・1歳児 面積 1人 3.3㎡ ・保育室 2歳児 面積 1人 3.3㎡	・保育を行う専用居室 ・面積 1人 3.3㎡ 部屋自体は9.9㎡必要	・0・1歳児 乳児室又はほふく室 ・2歳児 保育室 ・定員20名以上 認可保育所と同様 ・定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	・設備・面積基準を設けない	参酌	
屋外遊戯場	・屋外遊戯場(付近の代替地可) ・面積 1人 3.3㎡(2歳児)		・同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭(付近の代替地可) ・面積 1人 3.3㎡(2歳児)	・屋外遊戯場(付近の代替地可) ・面積 1人 3.3㎡(2歳児)	・設備・面積基準を設けない	参酌	
給食	・自園調理 ※連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む)		・自園調理 ※連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む)	・自園調理 ※連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	・調理及び食事の提供は行わない	参酌	
調理設備	・調理設備		・調理設備	・定員20名以上 調理室 ・定員19名以下 調理設備	・事業の特性を踏まえ規制なし	参酌	
調理職員	・調理員を配置する。 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要		・調理員を配置する (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可) ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	・調理員を配置する。 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	・連携施設の設定は一律には求めない ※障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めている。	参酌	
耐火基準等	・上乗せ規制あり ※保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物 (注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		・上乗せ規制なし	・小規模保育事業を踏まえ、国において検討を進めている	—	参酌	
連携施設	・連携施設の設定が必要 ※経過措置あり <連携の内容について> ①保育内容の支援 ・給食に関する支援 ・嘱託医(健康診断) ・園庭開放 ・合同保育 ・後方支援 ・行事への参加 など ②卒園後の受皿			・連携施設の設定が必要 ※保育内容の支援に関して、19名以下の規模の場合は小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求める ※地域枠に関しては卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求める。また、従業員の子どもについては必ずしも設定を求めない	—	参酌	
嘱託医	・嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能				—	参酌	